

平成30年8月15日発行第500号 毎月1回15日発行 栃木県行政書士会会報誌

# 行政書士とちぎ

8

Aug. 2018

No.500



栃木県行政書士会

<http://www.gt9.or.jp/gyosei>



マスコットキャラクター  
アドちゃん

# 行政書士 とちぎ

2018年

8月号

CONTENTS

- 1 目次
- 2 500号発刊によせて
- 3 500号記念 祝辞
- 4 栃木県行政書士会会報発行の歴史
- 8 500号記念 支局長より
- 12 栃木県行政書士会の動き
- 12 ○日行連総会・日政連大会開催される
- 12 ○住宅宿泊事業法（民泊新法）についての研修会の実施
- 13 支部だより
- 14 木もれび
- 15 栃木県行政書士カレンダー（9月）
- 16 日行連だより
- 17 業務情報
- 18 申請取次行政書士の動向
- 19 おじゃましま～す！
- 20 支局かわら版（佐野）
- 21 研修会のお知らせ
- 27 政連だより
- 28 会員の動き

No. 500

今月の表紙

霧降ノ滝（日光市）

写真提供 (公社) 栃木県観光物産協会

# 500号発刊によせて

## 栃木県行政書士会 会長 横山 真

ご覧になっている「行政書士とちぎ」は、第500号です。昭和52年1月に創刊し、以来、毎月発行し、41年7月を経て第500号の「行政書士とちぎ」を、お届けすることができました。これも、皆さんのご支援の賜であり、心からお礼申し上げます。

この会報は、当初、タブロイド判でしたが、今ではA4判。編集作業は、手作業で行っていましたが、今では、当然のことながらパソコンを活用した編集作業となっています。しかし、紙面の体裁や編集作業の形がいかに変わろうとも、この会報の持つ使命が、会員諸賢への適切な情報提供にあることは、創刊以来変わることはありません。

行政書士の業務に関わる法令の改正内容や研修会開催の案内等々の情報を提供することにより、業務の改善進歩を図るためにも、業務を適正に遂行するための一助となることを期待し、また、当会の動きを知ってもらうことで、皆さんが会の事業に対し積極的に関与するための足掛かりとなることを期待しているところであります。

第500号は、ほんの一つの通過点であります。今後とも、会員の、会員による、会員のための会報であることを旨とし発行して参ります。

どうか、皆様には一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。



## 栃木県行政書士政治連盟 会長 青木 勇夫

よくぞ500号!! 古今担当者様のご努力に感謝  
このような機会をいただき、また恰好な巡り合いに“真に光栄の至り”でございます。

よくぞ500号!! 栃木県行政書士会の古今の担当者様が日々研鑽と努力を積まれ40数年の歳月・・・。“偉大なり”という形容がぴったりです。

時はそれなりに進化していることは自然ですが、それなりに努力とご苦労を重ね重ねにしてきたことには変りはないと思います。

私は私なりに過去を省みますと、25年前くらいに「窓越しから見た中学校公仕の行動に感銘」という題目で、授業中と思われる時間帯に授業を放棄して学校外を彷徨っている学生4人を公仕が説得して学校へ連れ戻す場面を目の当たりにしたことを寄稿しました。そしてもう一つ、住吉和夫先生が会長のときに、「貢献」とお題をいただき当時のそれぞれの役員が寄稿されたことを思い出します。私は最初は難しく考えましたが、「そうだ社会全体はそれぞれの人達の貢献によって成り立っている」ことを思いつき、その後の文章はスムーズに繋がって行ったことを思い出します。当然ですがこのことに「貢献できたかなあ」と思っています。このようなことで栃木県行政書士会のお一人おひとりの寄稿によって500回目を迎えたのです。

現小室広報部長、部員の皆様と今後とも書面に磨きをかけ、更に鋭意努力をなされ、栃木県行政書士会の今を紙面化され、永く永く続けていただくことを祈念してお祝いのことばとさせていただきます。

先人の皆様のその時の記録と今、これからの方々に心より感謝申し上げることを付け加えさせていただきます。  
ありがとうございます。



# 500号記念 祝辞

栃木県知事 福田富一

この度、「行政書士とちぎ」が記念すべき第500号の発刊を迎えられましたことを、心よりお祝い申し上げます。また、昭和52年1月の創刊以来41年余の長きにわたり刊行に携わってこられました関係者の皆様の御尽力に対し、心から敬意を表します。

現代社会は、かつてない人口減少社会の到来、経済のグローバル化の進展といった大きな変化の中にあります。そうした中、多様化する県民の皆様のニーズに私ども行政が的確に応えていくため、住民と行政との間のパイプ役としての行政書士の果たす役割は、ますます重要なものとなっております。

「行政書士とちぎ」は、栃木県行政書士会の会報として、会員への行政書士会の動向の伝達、行政書士業務の普及宣伝及び指導等を行い、会員の資質向上及び相互の連携強化並びに会の発展に誠に大きな役割を果たしてこられました。

会員の皆様方におかれましては、「行政書士とちぎ」のこの度の発刊を一つの節目とされ、創刊の志を忘れず、今後ともますますの御研さんを重ねられまして、本県における行政運営が円滑に行われますよう、なお一層の御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

むすびに、栃木県行政書士会のますますの御発展と会員の皆様方の一層の御活躍を祈念いたしましてお祝いの言葉といたします。



日本行政書士会連合会 会長 遠田和夫

栃木県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から日行連の事業運営に対しご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、貴会会報「行政書士とちぎ」の第500号が発刊されるにあたり、一言お祝いを申し上げます。

昭和52年1月に創刊され、以来41年余りの長きにわたり刊行に携わってこられた関係各位のご尽力に深く敬意を表します。会の活動状況や業務情報等の提供にとどまらず、会員の意思を反映しながら刊行し続けてきたことは極めて意義深く、制度の発展に大きな役割を果たしてきたものと思います。

今期、日行連の事業もいよいよ本格的に始動します。私自身も初心を忘れず、これまで培った経験を活かして、行政書士制度の発展に努めてまいります。

皆様方におかれましても、これを一つの節目とされ、創刊の意志を継承し、今後とも貴会会報を通じて、会員の資質向上並びに行政の円滑な実施に寄与し、官公署と住民の架け橋となって地域社会へ貢献されるよう、更なる内容の充実と発行の継続を心から期待いたします。

結びに、栃木県行政書士会のますますのご発展と、会員の皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。



## 栃木県行政書士会会報発行の歴史

栃木県行政書士会の会報は、今回 500 号を迎えた「行政書士とちぎ」の創刊号「栃木県行政新報」の発行を遡ること 13 年、昭和 39 年 2 月 11 日付で、B5 判変型、4 ページ会報「行政栃木」が創刊されている。《発行所も宇都宮市役所構内と記載されている。》資料としてはこの創刊号が残っているのみである。その後の記録としては、昭和 45 年 10 月 1 日に栃木県行政書士会会報第 1 号が発行されている。

その後 51 年 9 月の 24 号まで発行されたと記録が残っている。発行に際しての先人のご苦労は大変なものであつたろうと尊敬の念を抱かずにはいられない。

そして昭和 52 年 1 月に「栃木県行政新報」が発行されるに至ったのである。

以下現在までの流れを簡単に表にしてみた。



年 月	内 容
昭和 52(1977)年 1月	「栃木県行政新報」として創刊 タブロイド版（新聞版型）
昭和 60(1985)年 4月	100 号発行
平成 2(1990)年 8月	サイズを B5 版雑誌型に変更 〔行政手続様式が B4 版横書きであることに合わせて、 また、業務資料の充実を図るためページ数も増加〕
平成 5(1993)年 8月	200 号発行
平成 7(1995)年 9月	サイズを A4 版に変更 〔行政手続様式の A4 版への移行に合わせて 「行政とちぎ」へ改名 〔「行政とちぎ」の題字は当時の知事渡辺文雄氏によるもの <平成 12 年 11 月まで>〕〕
平成 13(2001)年 12 月	300 号発行
平成 22(2010)年 4月	400 号発行
平成 23(2011)年 8月	「行政書士とちぎ」へ改名 〔行政書士の会報であることを明確にするため〕
平成 30(2018)年 8月	500 号発行予定

# 創刊号 昭和52年(1977)1月15日発行



創刊号は、「栃木県行政書士会の発展に」「各界から期待集まる」との見出しで、当時の栃木県知事であった船田譲氏をはじめ国会議員、県会議員諸先生の祝辞が一面に掲載されている。二面には、発行が正月とあって、「新年おめでとうございます」「今年も行動と結集の年に」と題して、当時の役員の方々の新年に際しての抱負などが掲載されている。

編集後記には、「住民との接触を深め相互理解の上に立って、県、市町村行政の所管との間に、親密な協力関係と円滑なパイプ役を果たしていこうというのが、行政書士の基本使命ともいえるのだ。」と記されている。



B 5判

A 4判

タブロイド判  
(黒色はファイルカバー)

記念号の特集記事としては、会報の歩み、発行に携わった方々のお名前、300号からは、本号でもお願いしている支局長さんの所感などが掲載されていることが多い。

**轍** — わだち —

「栃木県行政新報」の今までの  
軌跡をたどってみました。

**発行に携わった人々**

- ◎昭和50・51年度
- 副会長 黒木 宝三
- 部 長 黒木 秀昌 副部長 鎌野 邦男
- 部 員 三輪 一夫、国分泰次郎
- ◎昭和52・53年度
- 副会長 黒木 秀昌
- 部 長 斎藤 宝三 副部長 高島 俊夫
- 部 員 国分泰次郎、本島 健司
- 支局長 石川圭一、伊藤義夫、高島俊夫、本島 一男、国分泰次郎、押野 佑、渡辺政  
藏、坂野正広、本島健司
- ◎昭和54・55年度
- 会長 黒木 秀昌
- 部 長 町田 義義 副部長 本島 健司
- 部 員 須永 威、成、國分泰次郎
- 支局長 小野畠重男、伊藤義夫、福澤壯吉、本  
島一男、大森和比古、押野 佑、宍井 一昭、  
渡辺政藏、吉原勝彦、石島克吉
- ◎昭和56・57年度
- 副会長 佐吉 和夫
- 部 長 山田謙一郎 副部長 大森と比古
- 部 員 野沢 喜重、室井 一昭
- 支局長 小田 博、伊藤義雄、須永 威、本島  
一男、大森和比古、押野 佑、前沢真  
一、熊谷良輔、吉原勝彦、竹沢和男
- ◎昭和58・59年度
- 副会長 佐吉 和夫
- 部 長 小田 博 副部長 野沢 喜重
- 部 員 福田 富一、篠崎光一郎
- 支局長 野沢
- 一男、開比佐江、秋葉憲司、石塚 直、  
黒川正樹(58年度)、渡辺尚蔵(59年度)、  
渡辺義典、小林俊文雄
- ◎昭和61年度
- 副会長 佐藤 隆安
- 部 長 棚本 泰一 副部長 篠崎光一郎
- 部 員 大島 令子、古川 里、  
石川圭一、松長 雄、加賀朋子、溝田  
富宣、開比佐江、秋葉憲司、石塚 直、  
黒川正雅、上川五郎、小林俊文雄
- ◎昭和62・63年度
- 副会長 高島 俊夫
- 部 長 平野 義政 副部長 小田 博
- 部 員 大橋 一雄、青木由三郎
- 支局長 小室明雄、松長 雄、松本貞二、棚田  
富宣、開比佐江、秋葉憲司、石塚 直、  
味戸利信、上川五郎、奈良義雄
- ◎平成元年
- 副会長 岸 宏
- 部 長 篠崎光一郎 副部長 大森と比古
- 部 員 小室 明、調防 利夫
- 支局長 山崎孝介、新井紀代、須永 威、溝田  
富宣、開比佐江、秋葉憲司、石塚 直、  
須藤和夫、矢野学之輔、小林俊文雄
- ◎平成3年
- 副会長 篠崎光一郎
- 部 長 小室 明 副部長 新井 紀代
- 部 員 調防 利夫、大滝 栄
- 支局長 片岡 伸、新井紀代、福澤壯吉、松本  
明、開比佐江、秋葉憲司、石塚 直、  
黒川正雅、尾田謙滋、小林俊文雄

This image is a composite of several panels from the 'Shimbun no Ayumi' newspaper. It includes:

- A large political cartoon at the top left depicting a man in a suit and tie being pulled by a large hand holding a pencil.
- A large political cartoon at the top right showing a sun-like character with many faces, surrounded by text and small figures.
- A central column of five political cartoons, each with a caption below it.
- A photograph of the newspaper's editorial staff in an office setting.
- A panel titled 'Honyo Kinen ni Mawatta Hito-tachi' (People Carried Off by the Occasion of the Anniversary) featuring portraits of several men.
- A panel titled 'Shimbun no Ayumi' showing a grid of names and numbers.
- Small columns of text and other illustrations along the bottom edge.

The overall layout is dense and typical of mid-20th-century Japanese newspaper design.

# 300号特集

“行政とちぎ”300号を迎えて

会長 小林 一二

“光陰矢の如し”正に本誌300号を喜ぶ皆様の皆様にお届けするにあたり、300回の年月を経たことに、今更ながら驚き的同时に、感謝を禁えません。業務関係資料情報は勿論のこと、連合会、本会及び各支部等の動向情勢を掲載し、私たち会員の産後の冊子として大切なとなっています。皆様のご意見、ご要望をいただきながら今まで歩んできたのです。”にもかくにも織田にかかるわざの熱意と、華やかでは受け取れない努力に敬意を表します。

## 現在の支局長さん ご紹介します

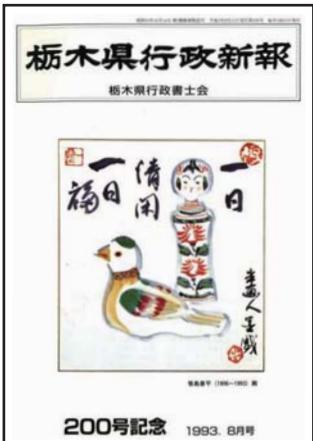
現在の支局長さん  
ご紹介します

- 郡原支局長 君島 健司
- 上都賀支局長 杉山 茂
- 塙原支局長 青木 純子
- 宇都宮支局長 深見 実
- 芳賀支局長 秋葉 審司
- 佐野支局長 高橋 貞二郎
- 足利支局長 柳川 英一
- 栃木支局長 大森 昭雄
- 小山支局長 太田 翼

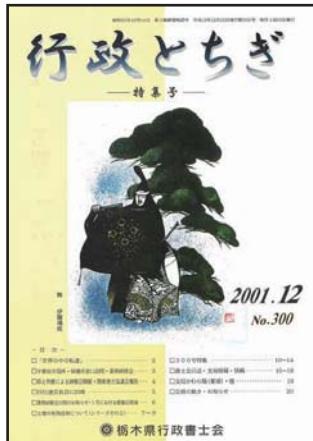
版型式は変わっても・・・ 【100号ごとの表紙】



100号



200号



300号



400号

今後ともご愛読ください。よろしくお願ひいたします。

広報部一同

アドちゃん勢揃い

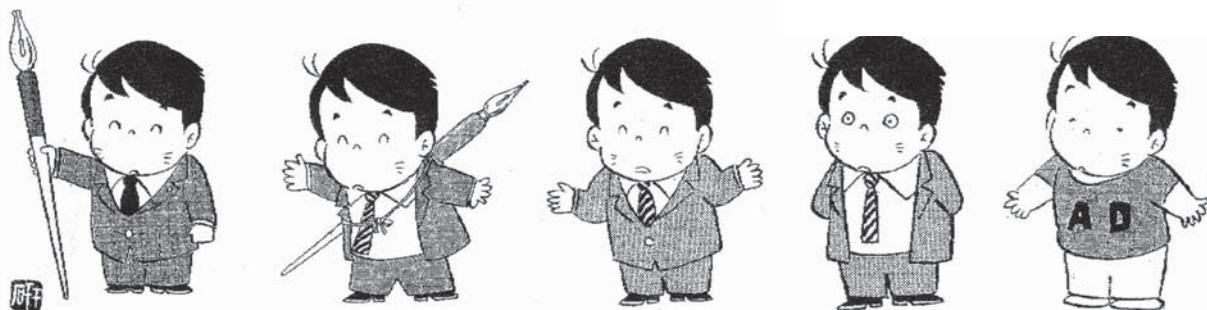
当会のオリジナルキャラクター“アドちゃん”は、漫画家の故・高井研一郎先生の作画によるものです。先生のご厚意で数多くのアドちゃんが誕生しました。当会の宝物です。高井先生ありがとうございました。



© 高井研一郎



ひで  
高井



# 500号記念 支局長より

塩那支部 岡村 浩 雅

「行政書士とちぎ」500号大変おめでとうございます。  
歴史ある「行政書士とちぎ」に私も支局長として、編集に携われることを光栄に思います。  
記事の担当になった月はなるべく早く原稿を執筆し、書き忘れ、投稿し忘れを防止しています。

「行政書士とちぎ」は市役所にも配布されており職員さんからも「記事読みました」と言われることがしばしばで、責任の重さをヒシヒシと感じております。

塩那支部内は3市3町があり、それぞれの市町の情報をもっと載せたいのですが、紙面の関係上それが叶いません。

与えられた紙面で、これからも地元塩那支部発展のためにしっかりと支局長の任務を遂行していきます。



佐野支部 江藤 正巳

500号達成おめでとうございます。バックナンバーを見たら、400号のときも自分が支局長をやっていたのに驚きました。あのときから100号プラスで500号、時間がたつのはあっというまです。

「行政とちぎ」は、当時から業務や業界の最新情報、研修案内、同業者の事務所紹介記事、栃木県内各所の観光記事やエッセイなどと、本当に盛り沢山の内容でした。

表紙も、毎号、栃木県にまつわる伝統行事や美しい景色の写真を使っていて凝っていますよね。

今後も支局長として微力ながらお手伝いさせていただきます。身近な観光記事やイベント記事を書いていきたいと思います。よろしくお願いします。



日光支部 荒川 崇

「行政書士とちぎ」500号発行おめでとうございます。  
支局長となり「行政書士とちぎ」発行に携わり1年が経過しました。  
500号記念に支局長として携われることに感謝しています。  
今まで先輩行政書士の方々が業務の質と品格の向上を目指し、日々努力を積み重ねて来られたことに感謝し、また、創刊から40年以上とのことで歴史の重みを感じています。

日光支部の活動を皆様に分かりやすく伝えていくことと日光地区は自然が豊かで世界遺産もあるので、日光支部の魅力も知っていただければと思います。



## 那須支部 村上文夫

創刊500号という記念の「行政書士とちぎ」に歴史の重みを感じております。同時に先輩諸氏が繋いできたその歴史の中で微力ながら貢献できることに喜びも感じております。

支局長としてお話をいただいた時にはまだ行政書士登録からほんの4,5ヶ月が経ったばかりで、果たしてその役割を果たすことができるのかと案じておりましたが、何とかここまで辿り着いた感じです。

那須支部の活動ができるだけ詳細にポイントを押さえてお伝えしたいと思っておりますが、もう少し端的に、かつ、的確にお伝えすることができないかと毎回苦労しております。多くの方々に那須支部の活動を知つていただき、栃木県北部で活動している那須支部の頑張りが伝わればと思っております。

「行政書士とちぎ」が少しでも多くの会員の方々に読んでいただけるように、先輩諸氏の背中を追いかけながら、微力ながら貢献できるように努力していきたいと思っております。



## 小山支部 高橋真知子

500号発行誠におめでとうございます。

創刊より実に41年以上の歴史があるこの広報誌、自分の人生と同じくらいの？時の流れがそこにあって、多数の先輩書士の方々が業務の質の向上、信頼される行政書士を目指しPR活動を続けてこられた蓄積の上に今の業務があるのだと思うと、改めて歴史の重みに鳥肌の立つ思いがします。

業務を行う上で信用ほど価値があり、得難いものはありません。先輩方が築き上げた「信用」の上で仕事ができることに感謝しつつ、未来の後輩へと引継ぐべく新たな「信用」の1ページを書き加えてゆけることを目標に、一歩ずつ前進して行きたいと思います。



## 宇都宮支部 高山伸人

「行政書士とちぎ」第500号発行おめでとうございます！創刊号からこれまでコツコツと積み重ねてこられた諸先輩方及び事務局の方々は、たくさんのご苦労があったことかと思います。本当に、お疲れさまでした。

この「行政書士とちぎ」の創刊号発行が昭和57年とのことで、私はマイナス3歳。私がはじめて「行政書士」という職業を「カバチタレ！」というドラマで知り、高校生活の傍ら行政書士試験の勉強をちょっとしてみた平成13年に、第300号発行。紆余曲折を経て、私が宇都宮支局長としてこのメッセージの原稿を書いているのが平成最後の30年、第500号発行。

月一発行として考えると、第600号発行は8年と4か月後、第700号は16年と8か月後となることを興味本位で調べてしまい、少し眩暈を覚えましたが、今後もこの「行政書士とちぎ」が次の世代へも受け継がれていくことを切に願っております。



## 鹿沼支部 小太刀庸恭

行政とちぎ500号おめでとうございます。

昭和52年1月創刊ということで、今日まで41年間をかけて、500号を達成したということになります。この間、絶え間なく発刊されてきたことは、歴代広報部員の皆様はじめ、多数の方々の御努力、御苦労の集結ともいえるでしょう。その様な時に支局長として、携わることができることを光栄に思います。

メッセージを寄せるにあたり、過去の「行政書士とちぎ」を調べたところ、8年前の2010年4月に400号を迎えたことを知りました。奇しくも私の行政書士登録も同時期でしたので、あれから100ヶ月を共に歩んだことになります。私の歩んできた道の5倍もの歴史をもつ偉大さに、改めて感銘を受けたとともに、600号、700号と「行政書士とちぎ」と共に、自分も皆様も歩んでいくことができる事を願っております。

今後も多くの方々に対して、ますます実りある会報となりますことを、心よりお祈り申し上げます。



## 芳賀支部 矢野健太郎

「行政書士とちぎ」第500号発行おめでとうございます。昭和52年1月から毎月欠かすことなく発行を続けてこられた会報誌。改めてその年の積み重ねを感じ、会報に関わってこられた歴代の編集員の方々の努力に頭の下がる思いです。

この文章を考えていたら、ふと昔見た映画を思い出しました。それは雑誌の鬼編集長を題材にした映画なのですが、物語の中で、一人の編集者が雑誌について主人公に諭す場面がありました。「これをただの雑誌だと思うか？いや、そうじゃない。これは輝かしい希望の光だ。」



世の中の変化するスピードが速まる昨今、それに合わせて法律もどんどん改正されています。そのような中で、必要な情報を常に提供してくれる会報誌の存在は、進むべき道を示してくれる「希望の光」と言えるのではないでしょうか。

「行政書士とちぎ」これからも栃木県行政書士会にとって「希望の光」であり続けて欲しいと思います。

## 栃木支部 大塚文子

第500号発行、お祝い申し上げます。また、これまで「行政書士とちぎ」に携わり、支えてきた諸先輩方に敬意を表すとともに、深く感謝申し上げます。

発行においては大変なご苦労をされたことと存じます。紙面では確認できない労力と時間を費やし成り立っていることに支局長として約1年、身をもって知りました。

そんな「行政書士とちぎ」の発行を、次の600号まで繋いでいけるよう今後も微力ながら尽力してまいります。



足利支部 杵渕 徹

さてさて、ベースボールマガジン社の「ソフトボールマガジン」が4月号で、「スイミングマガジン」が7月号で、それぞれ500号に到達されたみたいです。「スイミングマガジン」には今をときめく女子競泳選手からお祝いメッセージが動画で寄せられていました。『池江璃花子です。

「スイミングマガジン」さん、通算500号、おめでとうございます（笑顔）』でジャスト10秒。同じ様に各支局長からもメッセージとの事ですので、

『杵渕“もうときめきなし”徹です。「行政書士とちぎ」さん、通算500号、おめでとうござります（苦笑）』で、いかがでしょうか。動画はございません。あしからず。

創刊された昭和52年に、すでに生まれていた人、まだ生まれていなかった人。すでに行行政書士だった人、まだ行政書士ではなかった人。それぞれだと思いますが、これからも、行政書士という資格を大切にしていきたいものですね。

「行政書士とちぎ」が今月号で通巻500号となりました。

私が入会した昭和54年、会報は「栃木県行政新報」としてタブロイド判4ページの新聞様のものでした。入会して支局長を命ぜられ、当時業務勉強会があり、その親睦旅行会として、尾瀬を旅した記事を書いたのが会報との出会いでした。

当時は手作業で割り付け作業をして印刷に廻すといった方式で発行しておりました。現在のパソコンを利用しての原稿提供など隔世の感がいたします。

その後広報担当理事となり、編集にも携わることとなり、タイトルも「行政とちぎ」と改称されました。紙面についても無い知恵を絞って色々な特集記事を考えてきました。そして型式もB5判化、さらにA4判化と変更され、タイトルも「行政書士とちぎ」と改称されて現在に至っています。今号は特別にフルカラーで発刊してみました。

会報を毎月発行している単位会は、全国47都道府県のうち9単位会と少なく、他は季刊が多く、それぞれの単位会が発行に苦心していることが推察できます。

当会では、今後とも会員、読者の皆様に、法律改正など最新の情報をはじめ、会員紹介など身近な話題も提供していきたいと考えております。

今後とも「行政書士とちぎ」をご愛読いただきますとともに、紙面に対するご意見等、ご指導ご鞭撻を、お願い申し上げます。

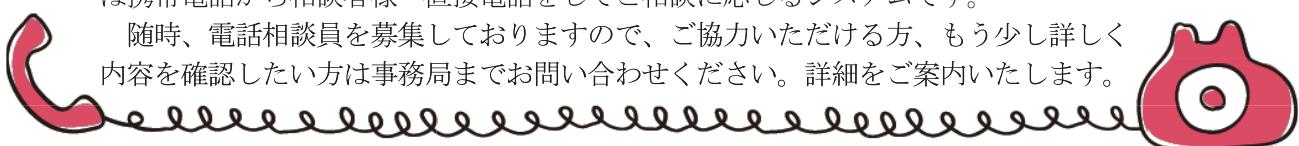
広報部長 小室明男

## 行政書士相談センター電話相談員（行政書士）の募集

会では電話無料相談「行政書士相談センター」**028-638-0919**(まるくいく)を運営しています。この電話には、相続、遺言を中心に、日々様々な相談が寄せられています。

事務局でご相談の概要をお聞きした後、相談員(行政書士)にお伝えし、相談員の事務所または携帯電話から相談者様へ直接電話をしてご相談に応じるシステムです。

随時、電話相談員を募集しておりますので、ご協力いただける方、もう少し詳しく内容を確認したい方は事務局までお問い合わせください。詳細をご案内いたします。



# 栃木県行政書士会の動き



## 日行連総会・日政連大会開催される



6月21日（木）22日（金）シェラトン都ホテル東京で日行連総会と日政連大会が開催され、当会からも代議員として、栃木県行政書士会正副会長、栃木県行政書士政治連盟会長、幹事長が、

関係者として日行連相談役が出席した。

日行連総会では、以下の議案がすべて可決承認された。

- 第1号議案 平成29年度事業報告
- 第2号議案 平成29年度決算報告
- 第3号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正（案）
- 第4号議案 行政書士会館の日本行政書士会連合会の持分を譲渡する件（案）
- 第5号議案 平成30年度事業計画（案）
- 第6号議案 平成30年度予算（案）

また、総会終了後には、国会議員はじめ多くの来賓を招いて、懇親会が盛大に開催された。

## 住宅宿泊事業法（民泊新法）についての研修会の実施

7月5日（木）午後1時30分から、ホテル東日本宇都宮において、「住宅宿泊事業法（民泊新法）について」の研修会が実施された。講師は、栃木県保健福祉部生活衛生課の課長補佐である坂井祐介様にお願いをした。出席者は104人であった。

この研修会は、6月15日に施行された住宅宿泊事業法に関して行われた。この法律は、住宅宿泊事業を営む者の届出制度並びに登録制度等について定められているものである。

研修会で行われたこの法律の説明の中で、特に会員の方にお知らせをしたい部分は、以下のとおりである。

まず、住宅宿泊事業とは、宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、その宿泊日数が年間で180日間を超えないものをいう。

次に、住宅宿泊事業の要件として、住宅宿泊事業を実施することができる住宅は、設備要件と居住要件を満たしていることが必要である。

その設備要件とは、家屋内に台所・浴室・便所・洗面設備を有していることである。

そして居住要件とは、①現に人の生活の本拠として使用されている家屋②入居者の募集が行われている家屋③隨時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋のいずれかに該当していなければならないということである。

ちなみに6月30日現在の県内届出状況によると、受理済件数は23件であったそうだ。

民泊事業に挑戦してみたいが手続きが面倒だと考えている国民の手助けを行政書士がすることができれば、国民の利便に資することにつながるのではないだろうか。

（総務部 オブライエン奈美）





## 【芳賀】

### 芳賀支部研修旅行開催

6月24日（日）毎年恒例の芳賀支部研修旅行を開催しました。芳賀支部会員とその家族を加え21名の参加でした。

昨年、初の試みで非常に好評だったため、今年も一般のツアーを利用しての旅行。鎌倉の明月院長谷寺を巡る日帰りバスツアーに参加しました。

早朝5時40分という非常に早い時間の出発でしたが、誰一人遅刻することなく集合し、みなさん元気いっぱい出発しました。

梅雨時期でお天気が心配でしたが、幸い天気にも恵まれ当日は絶好の旅行日和となりました。

まずは明月院。見事に咲いているあじさいと美しく手入れされた庭を見ながら境内を歩いていると、心がとても癒されました。

次に長谷寺。高台に位置するこのお寺は眺めがとてもきれいで、見晴台から見える由比ヶ浜の景色はとても素晴らしいかったです。

そして、旅行の楽しみの一つである食事。今回はおしゃれな佇まいをした材木座テラスでのランチでした。流行のインスタ映えする料理は見た目だけでなく味もすごく美味しかったです。

帰りのバスでは早速来年の旅行場所の話なども出おり、みなさんリフレッシュできた良い旅行となりました。



（支局長 矢野健太郎）

## 【栃木】

### 第1回栃木支部役員会

7月3日（火）午後1時30分より  
第1回栃木支部役員会を栃木市公民館において開催。議案審議は下記のとおりです。

#### 【議案事項】

- (1) 今年度支部事業計画
  - ① 役員会開催時期
  - ② 支部研修会の実施
  - ③ 無料相談会の実施
  - ④ 福利厚生事業の実施
  - ⑤ 関係官公署との連携強化
  - ⑥ 県行政書士会事業推進への協力
- (2) その他
  - ① 支部広告費について
  - ② 4月以降の入会者及び退会状況

次いで、本会事項について各会員より報告がなされました。

支部研修会では、今後「民事信託」や「相続基礎研修」等を予定しております。

研修会に参加いただき、内容の再確認や理解を深めていただければ幸いです。



（支局長 大塚文子）



## 【小 山】

### 小山支部第2回理事会開催

7月13日（金）午後1時10分より小山市小山城南市民交流センター「ゆめまち」で第2回理事会が開催された。

本会に関する連絡事項の後、今年度の事業計画について協議が行われ、毎年恒例の事業（交通安全運動への参加、小山市・下野市・野木町における毎月の無料相談会等）に加え、昨年度に引き続き市民公開講座の実施、支部研修会の強化等更なる事業の充実を目指し取り組んでゆくことになった。

理事会終了後午後3時より、小山市・下野市・野木町における無料相談会の相談員による会議が

行われ、相談会における注意事項の確認、意見交換を行った。



（支局長 高橋真知子）

## KOMOREBI

### 木もれび



最近、大雨による洪水被害や地震など、胸が痛くなる出来事が多いですね。

ボランティアに行きたい！義援金を贈りたい！物資を送りたい！と考えている方も多いと思います。でも、一個人では、どうしていいのかわからない・・・

そんな方に（私もその一人です）気軽にちょっと社会貢献できる「少し良いこと」を集めてみました。

#### フェアトレード商品を購入する

フェアトレードとは、発展途上国で作られた作物や製品を、適正な価格で継続的に取引することで、生産者の持続的な生活向上を支える仕組みです。沢山のフェアトレード商品がありますが、有名なところだとコーヒーとチョコレートがあります。

コーヒー豆やカカオの生産は、非常に大変で過酷な労働です。小さな子供たちも働いているそうです。

安く買い叩かれて、搾取されないように支援しているコーヒーとチョコレートを購入する。

ちょっと味わい深い、社会貢献ですね。

#### 緑提灯のお店でお食事する

赤提灯は有名ですが、緑提灯はご存知ですか？日本の食料自給率を向上させるために、国産食材を50%以上使用しているお店が緑提灯を掲げています。北海道の小樽から始まったこの活動は、全国展開しているそうです。もちろん、地産地消で栃木県内にも沢山の緑提灯のお店があります。

日本、そして栃木県が元気になる社会貢献ですね。FOOD ACTION NIPPON

#### 使わなくなった楽器を寄付する

ワールドギフト、国境なき楽団などで受け付けています。海外途上国の子供たちに日本の。楽器はとても人気があるそうです。リコーダーやカスタネット、ハーモニカなど、お家で眠っているより、誰かに奏でられたら楽器も喜びますね。音楽で心豊かに育ってほしいです。

※楽器を送る前には必ずホームページなどで確認をお願いします。

社会貢献、「少し良いこと」でした。

（日光支部 荒川 崇）



## 栃木県行政書士会カレンダー（9月）

日	予 定	時 間	主 催
4 火	支部長会	11:00～	
	暴力団対策委員会	13:30～	暴力団対策委員会
	支部長への連絡会	14:30～	総務部
5 水	登録説明会	10:00～	総務部
	総務部会	13:00～	総務部
	市民相談 行政書類（遺言など） (於：足利市役所 1階市民相談室)	13:00～16:00	足利支部
6 木	運輸交通風営部会	13:30～	運輸交通風営部
9 日	第2回無料相談会（於：大田原西地区公民館（大田原市））	10:00～15:00	那須支部
10 月	広報部会	13:30～	広報部
	UCIA相談会	15:00～	国際部
	行政書士無料相談 (於：宇都宮市役所 2階市民相談コーナー)	10:00～15:00	宇都宮支部
12 水	TIA相談会	10:00～	国際部
	申請取次新規受付	13:30～	申取管理委員会
	外国人在留資格無料相談 (於：足利市生涯学習センター会議室)	13:00～16:00	足利支部
13 木	三士会打合せ会	15:30～	制度推進部
14 金	シリーズ「株式会社に関する研修会」第1回「創業」	13:30～15:00	中小企業支援部
19 水	国際部会	13:30～	国際部
	報告書確認	13:30～	封印管理委員会
	行政書士専門相談（於：小山市役所本庁舎地下1階市民相談室）※要事前予約 (予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282)	10:00～12:00	小山支部
	第3回無料相談会（於：友愛の森（那須町））	10:00～15:00	那須支部
20 木	登録説明会	10:00～	総務部
21 金	建設業研修会	13:30～15:00	建設環境部
22 土	コスモス成年後見サポートセンター入会前研修	9:30～16:40	(+コスモス成年後見サポートセンター)
23 日	市民プラザ無料相談会 (於：うつのみや表参道スクエア 5階市民プラザ)	13:00～16:00	宇都宮支部
26 水	制度推進部会	10:00～	制度推進部
	行政書士専門相談（於：小山市役所本庁舎地下1階市民相談室）※要事前予約 (予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282)	10:00～12:00	小山支部
	行政書士専門相談（於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）※要事前予約 (予約問い合わせ：小山支部 田村会員 0285-45-0297)	10:00～12:00	小山支部
27 木	登録説明会	10:00～	総務部
	新シリーズ「相続」研修会（第2回）	13:30～16:40	市民法務部
	行政書士専門相談（於：下野市保健福祉センターゆうゆう館会議室）※要事前予約 (予約問い合わせ：小山支部 生田会員 0285-52-2350)	10:00～12:00	小山支部
29 土	福利厚生旅行（～30日）・新潟方面（月岡温泉泊）		
30 日	福利厚生旅行・新潟方面		

## 日行連だより



日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連No.	受信日付	文書の表題
336	18. 7. 3	職務上請求書の適正な管理及び使用について
328	18. 7. 3	平成30年度定時総会の議事結果について
341	18. 7. 6	平成30年7月分会費納入について
384	18. 7. 13	著作権等の知財教育に係る教材等の収集について（お願い）
392	18. 7. 18	「新たな住宅セーフティネット制度」におけるセーフティネット住宅の登録申請手続の簡素化について（周知）
394	18. 7. 19	自動車の相続に係る登録申請時の戸籍謄本等の原本返却について
399	18. 7. 23	執行官の採用選考受験案内について
400	18. 7. 23	平成30年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼に関するお願いについて（会員周知願い）
403	18. 7. 23	司法研修に係る平成30年度広域講座開設助成金のご案内及び広域広告のための「月刊日本行政」のご活用について（お知らせ）
406	18. 7. 23	「職務上請求書」の払出し実態の報告について（依頼）
424	18. 7. 27	平成30年度定時総会議事録の送付について
427	18. 7. 27	理事会の議事結果について
436	18. 7. 31	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令への対応について

### 2019年版 行政書士手帳の販売について ~事務局よりお知らせ~

例年どおり2019年版の行政書士手帳を販売します。購入をご希望の方は、会員ホームページのトピックスに掲載されている申込書にご記入の上、事務局宛にFAXして下さい。

[価 格] 1,080円（税込）

[申込締切] 平成30年9月24日（月） ※〆切厳守



### 建設業トータルサポートシステム 平成30年4月改正 経審太助 で 新基準の評点シミュレーションができます！

打つだけ簡単！

財務諸表作成

決算前・決算時に正確な評点を！  
評点計算

経審太助  
4つの機能

必要な書類がそろう！

経審申請書類作成

各データの比較が一目で！  
シミュレーション

「機械は購入したほうがいい？」  
「2期平均3期平均どっちがいい？」  
新基準の評点アップ対策にすぐ活かせます！

顧問先様へ  
具体的にアドバイス！

※Aシステムの場合

**Net-Core**  
国土交通省登録経営状況分析機関（登録第8号）

Tel:028-649-0111 Fax:028-649-0303

〒320-0857 宇都宮市鶴田2-5-24 クレインズ21 1F-A

詳しくは株式会社ネットコアで検索！

株式会社ネットコア

Q.検索



## 開発許可基準の改正について

～栃木県県土整備部都市計画課より～

標記の件について、栃木県県土整備部都市計画課から以下のとおり案内がありましたのでお知らせします。

開発許可の基準のうち、都市計画法第34条第14号（あらかじめ開発審査会の議を経て許可することができるもの）に関し、「提案基準28 建築物の用途変更」を次のとおり改正しました。

なお、当該基準は宇都宮市を除く県内市町に適用（※）されるものです。

※ 許可権者は足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市についてはそれぞれの市長、それ以外の県内市町は栃木県知事になります。

### 1 改正の趣旨

人口減少・高齢化の進行等により、市街化調整区域内において空家が多数発生し、地域活力の低下、既存コミュニティの維持が困難になる等の課題が指摘される中、国の指針の改正を契機に、市街化調整区域内の適法に建築・使用された既存建築物が、賃貸住宅としても使用可能となるよう基準を改正しました。

### 2 主な改正点

#### （1）賃貸住宅としての使用の容認

これまで、市街化調整区域内における既存建築物については、「自己用住宅」への用途変更のみを許可してきたところですが、自己用に限定しない「専用住宅」への用途変更の許可を認めることにより、賃貸住宅としての使用を容認することとしました。

#### （2）対象となる建築物の明確化

都市計画法第29条に基づく許可を受けた建築物や線引き前からの建築物など、これまで基準の要件に記載していなかった建築物についても、対象建築物として明記することにより、専用住宅への用途変更が可能であることを明確にしました。

#### （3）要件の記載の整理

用途変更の内容について、「専用住宅への用途変更」及び「使用者の変更」と併記するなど、要件の記載方法を整理した上で、従来の提案基準名「建築物の用途変更」を「建築物の用途変更等」と改めました。

### 3 施行期日

平成30（2018）年4月1日

※ これ以前に本提案基準に基づく許可を受けて、「専用住宅（自己用）」に用途変更した建築物については、本改正施行日以降、「専用住宅（賃貸住宅としても使用可）」として取り扱うものとします。

詳細については、栃木県県土整備部都市計画課が発行する「栃木県開発許可事務の手引（平成30（2018）年4月）」をご覧ください。

※ 県民プラザ（本館2F）及び一部の地方合同庁舎内の生協売店（河内、下都賀、塩谷、那須、安蘇及び足利の各庁舎）で有償頒布（販売）しています。

※ 栃木県県土整備部都市計画課のホームページからPDFで閲覧・ダウンロードもできます。  
(検索エンジンで「栃木県 開発許可」と検索してください。)



## 自動車の相続に係る登録申請時の戸籍謄本等の原本返却について ～日行連より～

標記の件について、日行連から周知依頼が届いております。

平成29年8月10日付日行連発第435号により、自動車相続関係手続において、戸籍謄本等に代わり、法定相続情報一覧図の写しが利用できる旨をお知らせいたしましたが、これに先立ち、平成29年2月21日付で国交省より別添のとおりの通知が発出されております。

これにより、相続が原因となる登録手続においては、戸籍謄本等を申請書に添付しなければならないところ、申請者から戸籍謄本等の返却の求めがあった場合には、返却されることとなっております。

通知の発出から1年以上経過しており、既に現場では本件取り扱いが周知され、運用がなされているかと思いますが、今般、国交省より当該通知の提供を受けましたのでお知らせするものです。

なお、本件は日行連会員サイト「連con」でもご案内しておりますのでご承知おきください。

また、「国交省通知H29」の文面に“「法定相続情報証明制度」（仮称）が新設されるまでの間”とありますが、国交省より現在でも同様の取扱いが継続されているとの報告を受けております。と、日行連からは連絡が来ております。

詳細につきましては、当会HP会員専用「トピックス」をご覧下さい。



## 栃木県行政書士会会則の改正について

～総務部より～

栃木県行政書士会会則の改正について、栃木県より認可がおりました。

会則および規則については、当会HP会員専用「栃木県行政書士会 会則・規則」のページに掲載されております。



## 国土交通省「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定 ～関東地方建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会より～

建設環境部では、先日、国交省の主催する関東地方建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会に参加しました。

標記についての周知依頼がありましたので、詳細につきましては、当会HP会員専用「トピックス」をご覧下さい。



### 栃木会の 申請取次行政書士 の動向

新規申出（7月）	0名
更新申出（7月）	0名
有効期限切れ（6月末）による減少	1名
申請取次行政書士（7月末現在）	119名

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：028-635-1411）

　次回の予約締切日：8月31日（金） 受付日：9月12日（水） 時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月15日です。

詳細は、会のホームページ会員専用ページ各種データー事務局関連をご覧ください。

【ご注意】顔写真は、証明写真（写真館または証明写真機で撮影したもの）のご用意をお願いいたします。（ご自分で撮影し家庭用プリンターで印刷したものは、影が入ったり、鮮明でないものがあり、入管で受付できないことが多いため）



## 会員事務所訪問コーナー

# おじゃましま～す！

今回は、小山支部の山根保会員の事務所におじやました。



氏名 山根 保（やまね たもつ）  
事務所名称 行政書士山根事務所  
所在地 小山市扶桑2-11-12  
入会日 平成27年8月15日

**行政書士になったきっかけについて、教えていただけますか？**

平成26年に税理士事務所を開業し、現在も税理士業務を中心に行っていますが、業務の幅を広げるため、翌年の平成27年に社会保険労務士と行政書士の登録をしました。

**複数の資格を取得されるのは、大変なことだと思いますが…**

税理士業務を行う中で、今後は税務申告だけでなく幅広くお客様のニーズに応えるためのコンサルティング力がますます求められると感じています。そのため税理士業務と関連の深い社労士業務、取扱業務の幅が広い行政書士業務、この3本柱でよりお客様のお役に立てるよう努力していきたいと思います。

**得意な業務はありますか？**

前職で取り扱っていた経験もある、建設業の許可ですね。相続税の申告に関連して、遺産分割協議書作成等相続業務の依頼をいただくこともあります。

**今後取り組んでみたい業務はありますか？**

外国人のビザ申請、飲食店の許可申請業務をやってみたいです。機会があれば受注できるよう、現在猛勉強中です（笑）

**趣味はありますか？**

野球観戦です。30年来の阪神ファンです。先日も甲子園まで観戦に出向いたところ、開始直前で雨のため試合中止になるというアクシデントがありました。球場での観戦は、テレビ観戦とは違う臨場感があり楽しいですね。

**試合中止は残念でしたね（涙）。他にご趣味は？**

ドライブです。人の少ない夜に走るのが好きです。あとは漫画かな。実務書を読むことが多いので、合間にリラックスのために読みます。

**好きな漫画は何ですか？**

ワンピースとか。ハロルド作石さんの作品が好きで、デビュー作の「ゴリラーマン」からずっと、新作が出る度に読んでいます。

山根会員に初めてお会いしたのは、昨年末の小山支部の懇親会でした。その時の印象は、とにかくビールがお好きな方だなど。（会の始まりから終わりまで、ずっとビールを飲まれていました）今回訪問させていただいた印象は、ちょっとクマのプーさん風の？ほんわかしたお人柄に加え、一つひとつの質問に丁寧に答えてくださるので、つい安心して話し込んでしまう不思議な魅力のある方だなと思いました。新規顧客のほとんどが他士業の先生とお客様からの紹介ということからも、山根会員への信頼度の高さが伺えます。今後もご活躍をお祈りいたします。

（支局長 高橋真知子）



支局かわら版

## 浅間（せんげん）の火祭り

佐野支部

7月21日（土）、佐野市奈良渕町、浅間神社で、浅間（せんげん）の火祭りが開催されました。

どんなお祭りかというと、当日の夕方、山頂で神主が無病息災、五穀豊穣を祈願して、櫓に点火します。参加者はその火を松明に移し、山を下りるというものです。その遠景はあたかも火の列のようです。山裾の公民館前の公園には露天商や町会による店が並び、地域住民のみならず、多くの人でぎわいます。



元々は、1000年程前に藤原秀郷公の一族がその威勢を誇示するため、山上で火を焚いたのが始まりとされています。関東の奇祭としてもその名を知られており、佐野市の無形民俗文化財にも指定されています。

昔、このお祭りのことは知らずに、小さな火明かりが山を下っているのを見て不思議に思ったことを覚えています。

祭りに参加するのは今回が初めてで、自分たち家族が当日山に登ったのは、参加者の中でも最後の方でした。



途中、地元消防団の方が懐中電灯で暗い足元を照らしてくれたので助かりました。急な坂道には手すりも設置しています。

30分くらいかけて山道を登ると、ここ最近の猛暑の影響で夜でも気温が高く、全身汗びっしょりです。山頂では、佐野市のきれいな夜景と、どこかで開催されていた花火を見ることができました。心地よい疲れのおかげで、夜景が美しく見えます。

その後、足元に気をつけながら下山したのですが、二度も尻もちをついてしまいました。最後尾だったので、家族に笑われずにすんだのが幸いでした。

麓まで降りると、冷たい麦茶をごちそうになりました。大汗を流したこと也有って、たいへん美味しくいただきました。

最終地点である公民館前の公園の焚火を持っていた松明を投げ入れて終了となります。夜に松明を持って山を下るという経験は中々ないので、新鮮に感じました。話に聞くのと実際に参加してみるのとは大違います。

来年はコケないように、もうちょっと早い時間に参加してみようと思います。

ご興味のある方は参加されてみてはいかがでしょうか。



(支局長 江藤正巳)

## 建設業研修会

建設環境部 主催

- 開催日時 平成30年9月21日（金）13：30～15：00
- 開催場所 栃木県行政書士会館 2階
- 研修内容 行政書士の主要業務である建設業に関する申請の基礎を学びます。
- 対象者 行政書士、補助者
- 講師 栃木県県土整備部監理課建設業担当
- 受講料 無料
- 締め切り 9月14日（金）
- その他 各自、栃木県県土整備部発行の下記の手引をご持参ください。  
**「平成30年度版 建設業許可申請の手引」**  
**「平成30年度版 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の手引」**  
行政書士会館に在庫がありますので、必要な方はご来館ください。ただし、数に限りがあります。県土整備部のホームページからもダウンロードできます。

## 新シリーズ「相続」研修会（第2回）

市民法務部 主催

今年度5回開催する新シリーズ相続研修会の第2回目は、「信託の実務」です。  
今年の2月に開催した「信託に関する基礎知識」では“信託法に基づく財産管理の仕組み”や“信託の種類”、“信託の活用法”などを学びましたが、講義時間の都合で概要の説明が中心でした。  
今回は3時間じっくり実務について学びますので、依頼者が民事信託を選択された場合に役立つ内容となるでしょう。多くの皆様のお申込みをお待ちしています。

- 開催日時 平成30年9月27日（木）13：30～16：40
- 開催場所 栃木県行政書士会館 2階
- 研修内容、講師  
新シリーズ「相続」研修会 第2回 講師=関野義明 行政書士、家族信託専門士（1部、2部とも）  
第1部 13：30～15：00 「信託の実務①」  
第2部 15：10～16：40 「信託の実務②」
- 対象者 会員、補助者
- 受講料 500円（シリーズの各回500円かかります）
- 締め切り 平成30年9月21日（金）

※全5回のシリーズですが、内容は独立しているので興味のある回だけの受講で問題ありません。

※受講の申込みは、各回ごとにお願いします。

※今年2月に開催した相続研修会「信託に関する基礎知識」の研修資料が必要な方は、事務局にご用命ください。（コピー代のみ実費をいただきます）

※新シリーズ「相続」研修会の第1回目は、8月27日（月）に「戸籍の見方、さかのぼり方」と「相続に関する相談の受け方」の内容で開催します。8月23日まで申込みを受け付けていますので、希望される方は会報7月号で詳細をご確認ください。

## シリーズ「株式会社に関する研修会」 第1回 「創業」 中小企業支援部 主催

## ○開催日時

平成30年9月14日（金）13：30～15：00

## ○開催場所

栃木県行政書士会館 2階

## ○内 容

定款の作成・認証から設立まで行政書士ができる手続きとは、司法書士から見た設立登記申請に使える定款とはどんなものか、そもそもなぜ会社の種類を株式会社にするのか、など株式会社設立のための基礎知識がテーマの研修です。

## ○研修会講師

柴田 利夫 行政書士・司法書士

## ○対象者

会員（補助者の方は受講できません）

## ○受講料

500円

## ○締め切り 平成30年9月7日（金）

## 募 集

## 研修会申込書

申込欄に○を付けFAX願います。（FAX：028-635-1410）

研修名		受講料	申込 〆切	申込		テキスト 申込	昼食 ¥500 程度
会員	補助者			会員	補助者		
9/14	シリーズ「株式会社に関する研修会」 第1回「創業」	500円	9/7		/	—	—
9/21	建設業研修会	無料	9/14			—	—
9/27	新シリーズ「相続」研修会（第2回）	500円	9/21			—	—

支部名		会員氏名	
FAX		補助者 氏名	

- ※ 補助者のみの出席の場合でも会員名を記入してください。
- ※ 補助者のみの出席の場合は申込欄の「補助者」に○を記入し、会員と補助者が出席する場合は「会員」と「補助者」の両方に○を記入してください。
- ※ 研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいようお願いいたします。

～コスモスとちぎより～

## 「コスモス成年後見サポートセンター入会前研修会」開催のお知らせ

主催 (一社) コスモス成年後見サポートセンター  
栃木県支部

9月から11月まで全5回の予定で、成年後見研修会を開催します。

- ・全5回の受講で基礎から実務、事例まで学べます。
- ・研修で使用するDVDは(一社)コスモス成年後見サポートセンターで制作した全国統一の内容です。
- ・5回の研修後、効果測定に合格すると、(一社)コスモス成年後見サポートセンター栃木県支部に入会できます。  
栃木県行政書士会の役員の方は一人でも多く研修を受講されまして、コスモスとちぎに入会されまして活躍されることを期待いたします。なお、修了者は一人でもコスモスへの入会は可能です。  
すでに入会前研修を受講して、コスモスに入会しないで有効期間の2年を経過してしまった方で入会を希望する方は再受講が必要となりますので、申込みをしてください。

### ○日程、内容、時間

実施回	研修日	科目 (内容)	講義時間	開始時刻 終了時刻
第1回	9月 22日 (土)	行政書士と成年後見活動 (倫理)	3	9:30~12:40
		成年後見制度概論	3	13:30~16:40
第2回	10月 6日 (土)	法定後見制度の基礎と実務	3	9:30~12:40
		任意後見制度の基礎と実務	3	13:30~16:40
第3回	10月 20日 (土)	財産管理の実務	1.5	9:30~11:00
		身上監護の実務	1.5	11:10~12:40
		認知症に関する基本理解	1.5	13:30~15:00
		知的障がい及び精神障がいに関する基本理解	1.5	15:10~16:40
第4回	11月 10日 (土)	高齢者福祉の基礎	1.5	9:30~11:00
		障害者福祉の基礎	1.5	11:10~12:40
		成年後見制度に関する諸制度 補則説明	3	13:30~16:40
第5回	11月 24日 (土)	法定後見事例研究	3	9:30~12:40
		任意後見事例研究	2	13:30~15:35
		効果測定 (テスト)	1	15:50~16:50

※第1回(9/22)のみ開講式と研修会の説明を9:15~9:30に実施するため、9:15までに集合願います。

また、昼食は各自ご用意下さい。

○会場=栃木県行政書士会館 2階会議室

○講師=(一社)コスモス成年後見サポートセンター理事 条 智仁 講師(DVDでの講義)

○受講料=13,000円(30時間の研修+テキスト代(全334頁)+効果測定料)。

第1回の研修日(9月22日)に徴収致します。テキストもその日に配布します。

○申込み=下記の申込書に必要事項を記入の上、コスモスとちぎ事務局宛てFAXでお申し込み下さい。

申込みは9月2日(日)まで。テキスト発注の都合で締切日以降は受付不可。

また、途中回からの申し込みは受け付けていません。

(申し込み締切日=9/2・FAX送信先=0288-22-4097) 福田まで

### 「成年後見研修会」(H30.9~) 参加申込書

平成 年 月 日

事務所

支部名:

会員名:

TEL

FAX

## 足利支部研修会の開催について

見出しの件につきまして下記のとおり開催することとなりました。  
他支部会員の皆様で興味のある方は受講自由ですのでご参加ください。  
参加希望の方は、9月5日までに申し込みをお願いいたします。

他支部の会員の参加、

大歓迎です。

記

- 1 開催日時 平成30年9月12日（水）14時から16時30分
- 2 開催場所 足利市朝倉町264 足利市民プラザ本館3階第5講習室
- 3 研修内容 「よく分かる家族信託」について
- 4 講 師 栃木県行政書士会 佐野支部  
行政書士 関野 義明 会員
- 5 連絡先 足利支部長 堀越 功  
電話 0284-71-5335  
FAX 0284-73-1575

### 足利支部研修会（平成30年9月12日開催）申込書

支部名		氏名	
連絡先			

### 第8回 愛好会ゴルフコンペ開催のご案内

発起人 青木勇夫

毎年9月の開催が恒例となりました行政書士ゴルフ愛好会のコンペを今年も企画しました。今年で8回目となるということは初回から丸7年が過ぎるということでもあり、毎年参加される皆様と元気に顔を合わせられることに喜びを感じずにはいられません。

行政書士ゴルフ愛好会とは申しましても、入会の手続きなどは存在せず、ただゴルフが好きな行政書士会の会員の方、ご家族の方、補助者の方と年に1回ゴルフを共にして、一喜一憂、自然の中での交流をするだけの催しですので、どなたでも参加できます。

毎年、初参加の方もおられますので、今まで参加されていなかったゴルフ好きの方は遠慮されずに、もちろんこれまで参加されていた方もお誘い合わせの上、お気軽にお申し込み下さい。



《コンペの詳細は以下のとおり》

1. 開催日時 平成30年9月19日（水）8時30分（現地集合）
2. 開催場所 セブンハンドレッドクラブ（さくら市早乙女2370番地）矢板ICから11キロ
3. 参加費用 8,100円（コンペ代1,500円、プレー代・昼食代・税等6,600円）\*セルフプレー
4. 競技方法 1ラウンド・新ペリア方式（トリプルボギーカット、上限ハンデ36）
5. 表彰 優勝、準優勝、3位、とび賞、ブービー賞、ドラコン賞、ニアピン賞、参加賞
6. 申込方法 事務局・大塚宛に電話でお申し込み下さい（9月10日（月）締め切り）。

（事務局電話番号：028-635-1411）（組合せ等は参加者に後日連絡致します）



## 平成30年度 行政書士試験監督員の募集について

栃木県行政書士会では、平成30年11月11日（日）に宇都宮大学峰キャンパスで行われる行政書士試験の試験監督員を募集します。

行政書士を志す受験者の将来を左右する試験です。公正で厳謹な態度で臨める会員を希望します。

監督員は下記の監督員説明会および試験当日の両方に必ず出席できる方に限ります。

また、試験当日は現地集合となります。

◎応募資格 栃木県行政書士会会員。

※ただし、行政書士試験に関する講座を開設している専門学校等を経営している会員やその講師をしている会員は応募できません。

◎業務内容 試験当日の試験室準備、準備状況確認、試験室の試験実施に伴う業務、  
答案用紙回収・点検等

◎説明会 平成30年11月5日（月）13:30～16:30（注）（場所は両日とも  
平成30年11月6日（火）13:30～16:30（注） 行政書士会館）  
※両日とも同じ内容です。いずれかご都合のよい日、または「どちらでもよい」  
をお選び下さい。

◎試験日 平成30年11月11日（日）（監督員としての業務は9:00～18:00頃（注））

◎申込方法 下記申込書を事務局宛てにFAX送信して下さい。（注）説明会、試験日とも、終了時刻が

◎申込〆切 平成30年9月7日（金）17:00 例年より遅くなりますのでご注意ください。

◎募集人数 30名前後（受験者数により増減あり）  
※応募多数の場合は抽選等により、試験場責任者において選任いたしますので  
あらかじめご了承ください。結果については、9月末日までに郵送でお知らせ  
いたします。

◎旅費日当 （一財）行政書士試験研究センターの支給規程により、試験終了後に指定口座へ  
振込となります。あらかじめ本人名義の口座を直接センターに届け出る必要があります。  
金額の詳細は8月末までに当会ホームページの会員専用ページ「トピック」  
に掲載します。

栃木県行政書士会事務局 行（FAX：028-635-1410）

平成30年 月 日

### 平成30年度 行政書士試験 試験監督員申込書

支 部		氏 名	
説明会希望日	11/5（月）13:30～・11/6（火）13:30～・どちらでもよい (いずれかに○をつけてください)		

# 平成30年度 行政書士試験要項（抜粋）

## 1. 試験概要

### (1) 試験日及び時間

平成30年11月11日（日） 午後1時～午後4時

※試験室への入室：午前11時50分より可

※集合時刻：午後0時20分

### (2) 試験の科目及び方法

※筆記試験

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に 関し必要な法令等 (出題数46題) 択一式及び記述式	憲法、行政法（行政法の一般的な 法理論、行政手続法、行政不服審 査法、行政事件訴訟法、国家賠償 法及び地方自治法を中心とする。） 民法、商法及び基礎法学の中から それぞれ出題し、法令については 平成30年4月1日現在施行され ている法令に関する出題。
行政書士の業務に 関連する一般知識 等（出題数14題） 択一式	政治・経済・社会、情報通信・個 人情報保護、文章理解

### (3) 試験場所

宇都宮大学峰キャンパス（栃木県宇都宮市峰町350）

## 2. 受験申込み手続き

### (1) 郵送による受験申込み

①受付期間 平成30年7月30日（月）～8月31日（金）

#### ②郵送先

（一財）行政書士試験研究センター試験課 宛  
受験願書と一緒に配布する封筒を使い、郵便局の  
窓口から「簡易書留郵便」で発送してください。  
8月31日（金）の消印があるものまで受け付けます。

#### ③提出書類

受験願書一式（「振替払込受付証明書」および「顔写  
真」を添付したもの）

#### ④受験手数料

7,000円

受験願書の受付期間内に、必ず所定の払込用紙に  
より、郵便局の窓口で払い込んでください。

#### ⑤受験願書の配布場所及び配布期間

##### 【配布場所】（栃木県内ののみ記載）

###### ・栃木県経営管理部文書学事課

（宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館内）

###### ・栃木県広報課県民プラザ室

（宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館内）

###### ・栃木県上都賀県民相談室

（鹿沼市今宮町1664-1 栃木県庁上都賀庁舎内）

###### ・栃木県芳賀県民相談室

（真岡市荒町116-1 栃木県庁芳賀庁舎内）

###### ・栃木県下都賀県民相談室

（栃木市神田町6-6 栃木県庁下都賀庁舎内）

###### ・栃木県安蘇県民相談室

（佐野市堀米町607 栃木県庁安蘇庁舎内）

###### ・栃木県足利県民相談室

（足利市伊勢町4-19 栃木県庁足利庁舎内）

- ・栃木県小山県民相談室

（小山市大塚3-1-1 栃木県庁小山庁舎内）

- ・栃木県那須県民相談室

（大田原市中央1-9-9 栃木県庁那須庁舎内）

- ・栃木県塩谷県民相談室

（矢板市鹿島町20-22 栃木県庁塩谷庁舎内）

- ・栃木県南那須県民相談室

（那須烏山市中央1-6-92 栃木県庁南那須庁舎内）

- ・栃木県行政書士会

（宇都宮市西一の沢町1-22 栃木県行政書士会館）

##### 【配布期間】

平成30年7月30日（月）～8月31日（金）

### (2) インターネットによる受験申込み

①受付期間 平成30年7月30日（月）午前9時～  
8月28日（火）午後5時まで

（一財）行政書士試験研究センターのホームページか  
らインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従  
って必要事項をもれなく入力して下さい。

注）本人名義のクレジットカード又はコンビニエンス  
ストアで払い込んでください。

※都道府県庁、行政書士会等での受付は行いません。

## 3. 受験票の交付

受験票は、平成30年10月20日頃に発送します。

試験当日試験場に必ず持参してください。

## 4. 試験結果の発表と通知

試験結果は、平成31年1月30日（水）午前9時か  
ら、合格者の受験番号を（一財）行政書士試験研究セ  
ンター事務所の掲示板に公示（掲示）します。公示後、  
受験者には全員に合否通知書を郵送します。

また、（一財）行政書士試験研究センターのホームページ  
に合格者の受験番号を登載します。

合格者には、平成31年2月末日までに合格証を発  
送します。

## 5. 特例措置の実施

（1）身体の機能に障がいのある方等で試験中に特例措  
置を希望される方には、障がいの状況により必要な  
措置（点字試験を含む）を講ずることがあります。

（2）特例措置を希望される方は、受験申込みに先立って、  
必ず（一財）行政書士試験研究センターまでご相談  
ください。事前に連絡なく、直接試験場に来られた  
場合には対応いたしかねますのでご注意ください。

## 6. 連絡先（問い合わせ先）

一般財団法人 行政書士試験研究センター

所在地 〒102-0082

東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号（試験専用） 03-3263-7700

ホームページURL <http://gyosei-shiken.or.jp>

本ページは抜粋です。「郵送による受験申込み」の手続  
きをされる方は、必ず試験案内・受験願書をお取り寄せ  
いただき、全文をご覧ください。



## 栃木市長表敬訪問

去る6月7日(木)、行政書士会の横山会長、根岸栃木支部長、政治連盟の手塚幹事長、議員連盟の諒訪会長と私青木で、大川秀子新栃木市長を表敬訪問しました。

先ずもって、新市長に就任されたことにお祝いを述べ、その後は気さくにお話をされる大川市長と、栃木市の自然や地域の人間性などについて懇

談しました。

行政書士会からは、空き家・空き地対策への協力や、公的機関への行政書士の登用などについてもお願いをしました。大川市長からも「いただいた要望を検討して、実現に協力していきたい」とのお言葉をいただきましたこと、ここに報告致します。

(栃木県行政書士政治連盟会長 青木勇夫)

## 国民民主党 栃木県総連合会設立大会に出席して

去る7月1日(日)午前10時より、宇都宮市内のホールで行われた標記の会に出席しました。350人くらいの出席者数とお聞きしました。

まず、代表となられた斎藤孝明県議会議員が就任挨拶をされ、来賓祝辞では佐藤信鹿沼市長、加藤剛連合栃木代表、立憲民主党栃木連合代表の福田昭夫衆議院議員、団体からは私青木がお祝いを

述べました。

また、国民民主党の中央からは玉木雄一郎代表が来場され、記念講演をされました。

設立大会の議案審議前に、来賓は退場を告げられ、午前11時には会場をあとにしたことをご報告いたします。

(栃木県行政書士政治連盟会長 青木勇夫)

## 渡辺喜美 国政報告会に出席して

7月7日(土)午後3時より、宇都宮市内のホテルで行われた標記の会に出席して参りました。100人ぐらいの人数ありました。

開会のあと、見形塩谷町長の祝辞があり、その後、渡辺喜美参議院議員が日本国・日銀・その合算の收支バランス、すなわち貸借対照表を見ての説明をされました。順調に推移しているとの判断をなされました。

また、出席者の質問に対し「第3の党としての結党を考えているが、それは政治家同士の政治思想が合わないと出来ないので、もう少し時間を与

えていただきたい」と返答されました。

司会者より、私にも質問の有無が向けられましたので、要望として「日本国においては知名度の高い政治家である渡辺先生が、現在は単なる政治家でしかない気がする。往年の党代表となり活躍してもらえるように県民も願っているので、一日も早い復帰をお願いします」とエールを送りました。

午後5時に中締めとなり、散会しましたことここに報告致します。

(栃木県行政書士政治連盟会長 青木勇夫)

## 下野市長

## 表敬訪問

7月23日(月)午前10時に、書士会の横山会長、青木小山支部長、政連の手塚幹事長、議員連盟の土方幹事長と私とで、下野市の広瀬寿雄市長を表敬訪問しました。

下野市長選挙の7月1日の告示日において、広瀬市長は無投票で4回目の当選をなされました。市長は「4期目は更に身が引き締まります」と述

べられました。懇談の中で、空き家対策への協力、加えて下野市における各機関への行政書士の登用などをお願いしましたところ、前向きなお答えをいただき、今後の動向に期待を感じるものがありました。

(栃木県行政書士政治連盟会長 青木勇夫)

## 栃木県行政書士会員の動き

### 【入会】

(平成30年7月31日現在)

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所名	電話	備考
				所在地		
	小 山	H30. 7. 15	329-0414	行政書士石田淳司事務所	0285-38-6718	
	石田 淳司			下野市小金井4-17-4 プランタンA103		
	芳 賀	H30. 7. 15	321-4361	樋下田行政書士事務所	0285-84-8265	
	樋下田浩志			真岡市並木町2-3-36		

【退会】石渡丈夫会員、田中良平会員のご冥福をお祈りいたします。

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
小 山	石渡 丈夫	H30. 4. 20	死 亡	栃 木	田中 良平	H30. 6. 14	死 亡

### 【変更】

支 部	氏 名	変更事項	変 更 内 容
宇都宮	古家 光治	所在地／電話番号	宇都宮市住吉町9-3 ネオファミーユプレミア 201 090-7272-5043
宇都宮	又木 成美	所在地	宇都宮市塙田3丁目3番12号

### 平成30年度「栃木県行政書士会 福利厚生旅行」申込み受付中！



- 開催日=平成30年9月29日(土)、30日(日) 一泊二日バス旅行(雨天決行)
- 行き先=福島県『鶴ヶ城』、新潟県『新発田市』『月岡温泉』『弥彦神社』『寺泊港』
- 集合場所=【1号車】7:30行政書士会館(宇都宮市) 8:30一戸行政書士事務所(那須塩原市)  
【2号車】7:30小山市役所西側駐車場(小山市) 8:00 JR栃木駅南口(栃木市)
- 参加費=一人30,000円(共催の支部は、金額が異なる場合があります。)  
(バス代、高速料金、車中おやつ・飲物、見学料、宿泊費、食事代、入湯税、保険料込)
- 対象=会員、会員家族、補助者。
- 受付人数=最大80名(【1号車】、【2号車】それぞれ先着40名。)
- 申込み期限=平成30年9月7日(金)。(但し、期限前でもバスの定員に達した時点で締め切り)
- 支払い方法=申込み後、参加者宛に郵送する払込用紙でお支払い下さい。

※申込み方法や行程の詳細は会報7月号に同封した案内文書でご確認ください。

編 会報発行1977年1月15日(昭和52年)から当号で500号となりました。

集 後 今後は、1000号を目指し広報部は栃木会の発展に尽くして行きます。

記 (広報部 堀越 功)

### 行政書士とちぎ 8月号 No.500

発行人 栃木県行政書士会 会長 横山眞宇  
〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号  
電話 028-635-1411(代)  
FAX 028-635-1410  
メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp  
ホームページ http://www.gt9.or.jp/gyosei  
編集部 広報部  
定価 250円  
印刷所 有限会社 高久印刷

(栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます)



街と私の未来を創る資格。

試験日

平成30年  
11/11日

平成30年度

# 行政書士試験

試験案内・受験願書の配布期間



平成30年 7/30月»8/31金  
各都道府県庁、各都道府県行政書士会他



平成30年 7/30月»8/24金(必着)

請求先：〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留  
「(一財) 行政書士試験研究センター 試験課」

※7月9日(月)から受験願書の配布の請求を受け付けます。発送は配布開始日[7月30日(月)]以降となります。

受験願書の受付期間



平成30年 7/30月»8/28火  
(午前9時から)  
(午後5時まで)



平成30年 7/30月»8/31金  
当日消印有効

受験資格

年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも受験できます。

合格発表

平成31年1月30日水

問合せ先

総務大臣指定試験機関 一般財団法人行政書士試験研究センター

＼ 03-3263-7700 (試験専用照会ダイヤル)

□ <https://gyosei-shiken.or.jp>